

議提議案第 1 号

秦野市議会事務局職員の定数に関する条例を制定することについて

秦野市議会事務局職員の定数に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 29 年 3 月 23 日提出

提出者	秦野市議会議員	大野祐司
賛成者	同	今井実
同	同	横山むらさき
同	同	横溝泰世
同	同	谷和雄
同	同	露木順三

提案理由

議会事務局職員の定数を減員するとともに、定数管理をより実効性のあるものとするため、秦野市議会事務局職員の定数条例を廃止し、新たに秦野市議会事務局職員の定数に関する条例を制定するものです。

秦野市議会事務局職員の定数に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第6項の規定により本市議会事務局職員の定数について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この条例において、職員とは議会事務局に常時勤務する職員（臨時的に任用される職員を除く。）をいう。

(職員の定数)

第3条 職員の定数は、10人とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる職員は定数外とする。

(1) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業をしている職員

(2) 国、他の地方公共団体等に派遣されている職員

3 前項の規定により定数外とされた職員が職務に復帰し、又は復職したときは、その職員は1年を超えない期間に限り、定数外とすることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(秦野市議会事務局職員の定数条例)

2 秦野市議会事務局職員の定数条例（昭和30年秦野市条例第41号）は、廃止する。

(秦野市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

3 秦野市職員の退職手当に関する条例（昭和38年秦野市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「秦野市議会事務局職員の定数条例（昭和30年秦野市条例第41号）」を「秦野市議会事務局職員の定数に関する条例（平成29年秦野市条例第 号）」に改める。